

キラリ高等学校学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この高等学校は、キラリ高等学校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第2条 本校は、静岡県榛原郡吉田町神戸 726-4 及び 726-5 に置く。

(目 的)

第3条 本校は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、高等普通教育を施し、自主性に富み、個性豊かで、自ら立てた目標が達成でき、社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(課程、学科、定員、修業年限及び入学資格)

第4条 課程、学科及び生徒の定員については、次のとおりとする。

課 程	学 科	定 員	修業年限	入 学 資 格
通信制・ 単位制課程	普通科	1500 人	3 年以上	中学校卒業若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

(区域)

第5条 本校に入学できる生徒は、静岡県に居住する者とする。

(協力校)

第6条 本校の行う通信教育について協力する高等学校（以下「協力校」という。）を設置する場合は、協力校の設置者の同意を得なければならない。

2 協力校は、本校の行う面接指導及び試験等に協力するものとする。

(技能連携)

第7条 学校教育法第 55 条に規定する技能教育のための施設と連携する場合には、技能連携施設の設置者との連携を十分に図り、生徒の修学に支障がないように努めなければならない。技能連携を行う施設は、以下のとおりとする。

(1) クラ・ゼミ輝高等学院浜松校（収容定員 675 人）

静岡県浜松市中央区板屋町 689 番地

キラリ高等学校 浜松スクーリング会場

- (2) クラ・ゼミ輝高等学院静岡校（収容定員 550 人）
静岡県静岡市葵区鷹匠 1 丁目 11 番 11 号 静鉄鷹匠アネックス（鷹匠本館）
静岡県静岡市葵区鷹匠 2 丁目 25 番 22 号（鷹匠 2 号館）
キラリ高等学校 静岡スクーリング会場
- (3) クラ・ゼミ輝高等学院沼津校（収容定員 205 人）
静岡県沼津市新宿町 2 番地の 2 水の杜ビル 3 階・4 階
キラリ高等学校 沼津スクーリング会場

第 2 章 学年、学期及び休業日

（学年）

第 8 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 9 条 学期は次の 2 期に分ける。

- (1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (2) 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（休業日）

第 10 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 春季休業日、夏季休業日、冬季休業日、創立記念日
- 2 前項第 3 号の休業日及び臨時休業日は、校長が定める。
- 3 校長が必要と認めるときは、休業日を授業日とすることができる。

第 3 章 教育課程及び授業日時数

（教育課程及び授業日時数）

第 11 条 教育課程及び授業日時数は、学習指導要領に定める基準により、校長が編成する。

- 2 教育課程表は、別表のとおりとする。

第 4 章 入学、退学、休学、編入学、転学、留学等

（入学の時期）

第 12 条 入学の時期は、以下のとおりとする。

- (1) 前期の新入学は4月28日迄、転入学・編入学は教育上支障がないときは随時許可する。
- (2) 後期の新入学は10月30日迄、転入学・編入学は教育上支障がないときは随時許可する。

(入学の出願)

第13条 本校への入学を志望する者は、入学願書に別に定める検定料及び書類を添えて願い出なければならない。

- 2 他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)の定時制の課程若しくは通信制の課程に在学する者で、本校の通信教育の併修を希望するものは、前項の願書に在籍高等学校の在学証明書を添え、在籍の高等学校長を経由して、本校の校長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行なう。

(入学手続き及び許可)

第15条 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別に定める学費を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の入学手続きを完了した者(第36条に規定する学費の免除又は第37条に規定する徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

(誓約)

第16条 入学を許可された者は、入学願書に記載された誓約事項を守らなければならない。

(保証人)

第17条 校長は必要と認めるときは保護者に保証人を置かせることができる。

- 2 保証人は保護者に代わって生徒の指導の責に任ずる。

(編入学・転入学及び再入学)

第18条 校長は、本校への編入学・転入学及び再入学を志望する者がいるときは、教育上支障のない場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した教科・科目及び単位の修得の取扱い並びに在学年限については、校長が決定する。

(休学)

第19条 疾病その他特別の理由により、引き続き3月以上修学することができない生徒は、校長が状況を理解して、休学を命ずることができる。

2 校長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる生徒に、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 20 条 前条の休学期間は、1 年以内とする。ただし特別の事情がある場合は、1 年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 前項の休学期間は、通算して3年を超えることができない。

(復学)

第 21 条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、校長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第 22 条 本校の生徒で転学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 23 条 本校の生徒で退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 24 条 本校の生徒で、次の各号のいずれかに該当する者は、運営会議を経て、校長が除籍できる。

- (1) 学費の納付を怠り、催促してもなお納付しない者。
- (2) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しない者、又は、徴収猶予が許可になった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しない者。
- (3) 休学期間を超えて、なお修学できない者。
- (4) 特別な事情なく当該年度の履修登録を行わない者。

(留学)

第 25 条 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者と連署した留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

- 2 校長は、教育上有益と認めるときは、留学をすることを許可することができる。
- 3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第8条に規定する学期の途中においても、各学期の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(科目履修生)

第 26 条 聴講生として特定の科目を履修する者（以下「科目履修生」という。）の聴講の許可は、多様な教育の機会の確保について配慮し、校長が行なう。

2 科目履修生に係る単位の修得の認定その他の必要事項は校長が定める。

（出席停止）

第 27 条 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）及び学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）で規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

第 5 章 学習指導

（学習指導）

第 28 条 学習指導は、本校の教育課程に基づき、教科用図書、通信教育用学習図書その他の教材の使用による学習並びに添削指導、面接指導、試験等の方法により行なうものとする。

2 前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて学習指導を行なうものとする。

第 6 章 学習評価・単位修得及び課程の修了及び卒業

（学習の評価）

第 29 条 各教科・科目の評価は学習指導要領に基づき、科目ごとに、添削指導、面接指導、試験等の成績により、総合的に判定して行なうものとする。

2 総合的な探究の時間の評価は学習指導要領に基づき、添削指導、面接指導等の成績により、総合判定して行なうものとする。

（単位修得及び課程修了の認定）

第 30 条 単位修得の認定は、添削指導、面接指導、試験等の成績により、総合的に判定して行なうものとする。ただし、第 24 条第 1 項の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

2 校長は、単位修得の認定をした生徒には、単位修得書を交付することができる。

（卒業）

第 31 条 校長は、生徒が次の各号に該当し、かつ、高等学校の全課程を修了したと認められる者は、卒業証明書を授与する。

（1） 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）に 3 年以上の在籍。

- (2) 74 単位以上の単位修得。
- (3) 学習指導要領に規定するすべての生徒に履修させる各教科・科目を履修し、かつ、総合的な探究の時間における学習活動を行なったこと。
- (4) 特別活動を 30 単位時間以上履修したこと。
- (5) 学費を完納した者

第 7 章 本校外における学修等の単位認定

(本校外における学修等の単位認定)

第 32 条 校長が、教育上有益と認めるときは、次の各号に該当する本校外における学修等を、本校が定めた全課程の修了に必要な単位数のうちに加えることができる。

- (1) 過去に在学した高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において修得した単位。
- (2) 外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30 単位までの単位数の修得を認定する。
- (3) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格した科目に相当する各教科・科目の単位。
- (4) 生徒の履修したい科目が本校には設けられていないが他の高等学校で開設されている場合、本校の生徒が他校において一部科目の単位を修得したときは、学校間の協議により、その単位数を本校の定めた卒業に必要な単位数に加えるものとする。
- (5) 大学、高等専門学校又は専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を本校における科目の履修とみなし、当該科目の単位として認定する。
- (6) 学校外におけるスポーツ活動や文化に関する活動において顕著な成績をあげた場合、それを本校の科目の履修とみなし、単位の修得を認定する。
- (7) 職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、その教科・科目と密接に関係する職業に従事している場合、教科・科目の履修と同等の成果があると認められるときは、その実務をもって、各教科・科目の一部の履修に代えて、単位として認定する。
- (8) 都道府県教育委員会の指定する技能教育施設で教育を受けている場合、当該施設における学修を本校における職業教科の一部の履修とみなして、卒業に必要な単位数の 2 分の 1 以内までを認定する。
- (9) 他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）の定時制課程若しくは通信制課程において、修得した一部の科目の単位を認定する（高等学校通信教育規程第 12 条による定時制の課程又は他の通信制課程との併修）。
- (10) その他学習指導要領に定めるところにより、単位の認定ができる場合。

2 前項第4号から第7号及び第10号の規定に基づき加えることのできる単位数の合計数は36単位を超えることができない。

第8章 職 員

第33条 職員は、次のとおりとする。

- | | | |
|------|-------|-------|
| (1) | 校 長 | 1人 |
| (2) | 教 頭 | 1人 |
| (3) | 教 諭 | 20人以上 |
| (4) | 養護教諭 | 1人以上 |
| (5) | 講 師 | 5人以上 |
| (6) | 事 務 長 | 1人 |
| (7) | 事務職員 | 7人以上 |
| (8) | 学 校 医 | 1人 |
| (9) | 学校歯科医 | 1人 |
| (10) | 学校薬剤師 | 1人 |

2 前項に規定するもののほか、副校長、副教頭、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

第9章 賞 罰

(褒 賞)

第34条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を褒賞することができる。

(懲 戒)

第35条 教育上必要があると認めるときは、校長は、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第10章 学費、入学検定料及び入学料

(学費)

第 36 条 本校の生徒は、本校学費規定に定める額の学費を納付しなければならない。

- 2 納付された学費は、原則として返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、入学の手続き時に学費を納付した者が、入学学期の開始前までに入学を辞退した場合、及び学費を前納していた者が、学期等の開始前に退学等をした場合は、申し出により、当該学費を返還する。

(学費の免除)

第 37 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、学費の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 経済的理由により納付が困難であるとき又はその他特別の事情があると認めるとき。
- (2) 学費の納付時期前 1 年以内において、学費負担者が死亡し又は生徒若しくは学費負担者が風水害等の災害を被り、納付が著しく困難であると認められるとき。
- (3) 第 19 条の規定により休学を許可され、又は命じられた者。
- (4) その他本校学費規程で定めるとき。

(学費の徴収猶予)

第 38 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、学費の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であるとき又はその他特別の事情があると認めるとき。
- (2) 生徒が行方不明のとき。
- (3) 生徒若しくは学費負担者が風水害等の災害を被り、納付が著しく困難であると認められるとき。
- (4) その他本校学費規程で定めるとき。

(入学検定料)

第 39 条 入学を志願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

- 2 入学検定料の納付は、入学願書提出と同時に行うものとする。
- 3 入学検定料は原則として返還しない。

(入 学 料)

第 40 条 入学を許可された者は、定められた期間内に入学料を納付しなければならない。

- 2 校長は、入学を許可した者が前項の入学料を期限内に納入しないときは、入学許可を取り消すことができる。
- 3 入学料は原則として返還しない。

第 1 1 章 寄 宿 舎

(寄 宿 舎)

第 41 条 本校において、寄 宿 舎を設けることができる。

第 1 2 章 雑 則

(その他)

第 42 条 この学則の施行上必要な細則は校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和 7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和 8年4月1日から施行する。